

第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン

平成 29 年度事業計画

名 古 屋 市

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
1	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	多様な言語・手段による情報提供	名古屋外国語版ウェブサイト、名古屋生活ガイドをはじめ、名古屋国際センターの情報カウンター・ウェブサイト・ソーシャルメディア、ラジオ放送、エスニックメディア等を活用して、多文化共生に関する情報や生活に関する情報を提供します。	外国人市民に必要な行政・生活情報を、多様な媒体により多言語で提供する。	・庁内の多言語情報化計画を取りまとめ、多言語情報発信を推進する。 ・名古屋生活ガイド英語版・ハングル版・ポルトガル語版・スペイン語版・フィリピン語版の内容更新・増刷を行う。 ・市外国語版ウェブサイトの運営 ・名古屋国際センターにおける多言語での情報提供事業 ①名古屋国際センター情報カウンターでの多言語対応 日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語 ②センターホームページ多言語サイトの運営 ③隔月刊広報誌「ニック・ニュース」（日本語）、月刊情報誌「ナゴヤカレンダー」（英語、ポルトガル語）の発行 ④メールマガジン（日本語、英語、ポルトガル語）の配信（月1回） ⑤FMラジオ放送による地域情報・生活情報の多言語発信 ⑥Facebook、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用した多言語情報発信	観光文化交流局
2	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	市政ガイダンスの実施	市職員等が、外国人市民を対象に、やさしい日本語や対象者の母国語を使用して、市税・教育・福祉・健康・防災などの市政に関する説明会を行います。	外国人市民に市税・教育・福祉・健康・防災などの市政について理解してもらう。	市職員等が、通訳を伴い、外国人市民を対象に市税・教育・福祉・健康・防災などの市政に関する説明会を行う。市政出前トーク（市長室広報課が実施する市政について担当部署が説明を行う事業）に外国語通訳者を派遣し、外国人の利用を促進する。	観光文化交流局
3	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。	外国人市民向け文書の多言語化を行なう。 語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行う。	多言語情報ガイドラインに基づき、各局区室の外国人市民向け文書の翻訳や多言語版パンフレットの作成を推進する。 語学ボランティアは、随時の依頼により保育園や保健所、行政窓口等の公的機関での通訳、手紙や簡単な資料類（公文書は除く）の翻訳などを行う。 語学ボランティアの募集・登録のための説明会を、年5回実施する。	観光文化交流局
4	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	ナゴヤカレンダーの充実	外国人向け月刊誌「ナゴヤカレンダー」について、生活情報の内容を充実させ、広報なごやが日本語であるために読むことができない人向けに、冊子及びウェブサイトで情報提供を行います。	印刷物の無料配布を通して、生活・地域・イベント情報を外国人市民および外国人観光客に対し広く提供する。	外国人市民及び観光客に名古屋国際センターの事業をはじめ名古屋市内及び中部圏のイベントや観光、生活に関する情報を提供する。在住外国人にも有効な生活に密着した行政情報も併せて提供する。 ・発行部数 英語版6,000部/月 ポルトガル語版4,000部/月 ・毎月1日発行 無料配布	観光文化交流局
5	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	窓口での「名古屋転入ウェルカムキット」の配布	名古屋生活ガイド、ごみ分別パンフレット、避難所マップ、日本語教室ちらし、名古屋国際センター刊行物等をつにまとめたキットを作成し、区役所・国際センター等で配付します。	名古屋市に転入してきた外国人市民が名古屋での暮らしの生活情報を手に入れることができるようにする。	・各区局室にウェルカムキットの同封物の調査を行うとともに全区役所・支所にウェルカムキットの必要数の調査を行う。 ・ウェルカムキットを作成、全区役所・支所に配架し、転入の手続きにきた外国人市民に提供する。	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
6	1	地域における情報の多言語化	1	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供	外国人向け広報の充実	転入時に中区での生活に役立つ情報一覧を多言語で配布するとともに、中区のイベントなどのチラシを多言語で提供します。 また、中区内の避難所や防災など命に関する情報や、犬の飼い方マナー、ごみの出し方など、文化の異なる外国人区民に知っておいてほしい生活に関する情報を多言語で提供します。	外国人居住者に対し、中区からの情報を多言語で作成し、イベントへの参加や、防災情報などを提供する。	おおむね月に1回ペースで、情報を多言語化し、中区の関係団体や公所、学校などに送付し情報を提供するとともに区民会議で要望をいただいた防災情報や生活情報を提供する新たなパンフレットを作成する。	中区
7	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	多言語での相談の実施	外国人市民を対象とした各種相談を多言語で行います。 ・外国人行政相談 ・海外児童生徒教育相談 ・外国人法律相談 ・トリオホンによる相談 ・外国人のための税理士による無料税務相談 ・外国人こころの相談 ・外国人健康相談 ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス ・外国人の「心」と「からだ」健康相談会	在住外国人が抱える各種の問題について、彼らが市民として等しく社会的サービスを受けられるよう、専門機関とも連携して問題解決にあたる。	外国人市民を対象とした各種相談を多言語で行う。 ・外国人行政相談 ・海外児童生徒教育相談 ・外国人法律相談 ・トリオホンによる相談 ・外国人のための税理士による無料税務相談 ・外国人こころの相談 ・外国人健康相談 ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス ・外国人の「心」と「からだ」健康相談会 ・外国人生活相談出張サービス	観光文化交流局
8	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	テレビ電話通訳	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。	テレビ電話を活用した通訳サービスを通して、外国人市民の行政サービスへのアクセスを容易にする。	テレビ電話による区役所・支所と来庁者間の6言語通訳サービスを行う。 ・英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語（対応可能日時は言語により異なる）	観光文化交流局
9	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	通訳派遣	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。	通訳サービスを通して、外国人市民の行政サービスへのアクセスを容易にする。	通訳派遣制度の検討	観光文化交流局
10	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	区役所窓口への通訳配置	区役所窓口に中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。	言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消する。	【中区】 ・中国語 毎週水曜（9時～17時）1名 保険年金課に配置 ・フィリピン語 毎週火曜（13時～17時）1名 民生子ども課に配置 【港区】 ・ポルトガル語 毎週月曜・木曜、日曜開庁日（9時～正午）1名 総合案内窓口に配置	中区 港区
11	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	職員の多文化対応力向上研修	市職員が多文化対応力を身につけ、外国人市民と円滑にコミュニケーションを行えるようになるための各種研修を実施します。	市職員が多文化対応力を身につけ、外国人市民と円滑にコミュニケーションを行えるようにする。	・「やさしい日本語」普及のための研修を実施（計4回） 実施日：①8月17日午前 ②8月17日午後 ③8月18日午前 ④8月18日午後 ・職員通訳者研修 実施日： ・多文化共生推進月間講演会の実施 実施日：8月22日	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
12	1	地域における情報の多言語化	2	外国人市民のための窓口サービスの充実	「やさしい日本語」を使った情報提供	外国人市民と日本語でのコミュニケーションを促進することを目的に、日本人、特に行政をはじめとする公共機関の職員を対象に「やさしい日本語」普及のための研修を行います。	外国人市民に正確な情報を伝達し、日常的なコミュニケーションの促進を図る。「やさしい日本語」を使った行政文書やウェブサイトの作成方法を習得する。	・多言語情報ガイドラインに基づき、行政文書の「やさしい日本語」化を進める。 ・名古屋市の行政職員対象に「やさしい日本語」普及のための研修を実施する。(計4回) 実施日：①8月17日午前 ②8月17日午後 ③8月18日午前 ④8月18日午後 ・名古屋市公式ウェブサイトの「やさしい日本語」のページを運営し、「やさしい日本語」による情報提供を行う。	観光文化交流局
13	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣（再掲）	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。 (施策①に掲載)	語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行う。	語学ボランティアは、随時の依頼により保育園や保健所、行政窓口等の公的機関での通訳、手紙や簡単な資料類(公文書は除く)の翻訳などを行う。 語学ボランティアの募集・登録のための説明会を、年5回実施する。	観光文化交流局
14	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	テレビ電話通訳（再掲）	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。 (施策②に掲載)	テレビ電話を活用した通訳サービスを通して、外国人市民の行政サービスへのアクセスを容易にする。	テレビ電話による区役所・支所と来庁者間の6言語通訳サービスを行う。 ・英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語（対応可能日時は言語により異なる）	観光文化交流局
15	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	通訳派遣（再掲）	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。 (施策②に掲載)	通訳サービスを通して、外国人市民の行政サービスへのアクセスを容易にする。	通訳派遣制度の検討	観光文化交流局
16	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	区役所窓口への通訳配置（再掲）	区役所窓口で中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。 (施策②に掲載)	言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消する。	【中区】 ・中国語 毎週水曜（9時～17時）1名 保険年金課に配置 ・フィリピン語 毎週火曜（13時～17時）1名 民生子ども課に配置 【港区】 ・ポルトガル語 毎週月曜・木曜、日曜開庁日（9時～正午）1名 総合案内窓口に配置	中区 港区
17	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	あいち医療通訳システムへの参加（再掲）	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。 (施策⑭に掲載)	「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加し、市民と医療機関との言葉の壁を取り除く。	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加する	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
18	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応（再掲）	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。 （施策⑭に掲載）	日本語による意思疎通が困難な外国人患者に対し、適切な医療を提供する。	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行う。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得に向けた体制整備を行う。	病院局 名古屋市立大学
19	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	外国人結核患者等への通訳派遣（再掲）	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。 （施策⑮に掲載）	円滑な患者支援の促進	服薬支援のため、保健師の家庭訪問時等に通訳ボランティアを派遣（必要時）。	健康福祉局
20	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	通訳者の子育て教室への配置及び新生児・乳児訪問への同行（再掲）	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。 （施策⑯に掲載）	外国人の保護者が育児の基本や困りごとへの対処法を正しく理解し、安心して育児ができるようにする。	（1）育児教室における通訳者：14回×2人 （2）新生児乳児訪問指導時の通訳：20件	中区
21	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	保育所における通訳の配置（再掲）	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。 （施策⑯に掲載）	保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にする。	市立九番保育園（港区）に通訳者1名（嘱託職員）を配置	子ども青少年局
22	1	地域における情報の多言語化	3	通訳サービスの整備	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣（再掲）	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。 （施策⑱に掲載）	女性及び児童への相談援助活動時に、必要に応じて通訳者又は翻訳者を派遣することにより、適切な支援が行えるようにする。	継続実施	子ども青少年局
23	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	4	日本語及び日本社会に関する学習支援の充実	名古屋国際センターにおける日本語教室の運営	日本語を母語としない外国人に日常生活に必要な知識や基礎的な日本語を教えるとともに、さまざまな国や地域出身の受講者と指導にあたるボランティアが互いの文化・習慣を伝えあい、交流を図ります。	基本的な日本語の習得と生活情報の提供をする。	3ヵ月ターム（前10回程度）の講座を年間3回実施。また、各タームごとに、参加者のニーズ把握や学習サポート、ボランティアとの交流を目的としたサポートサロンを1回、開催。 ・5月ターム：平成29年5月21日～7月30日(全11回) ・9月ターム：平成29年9月17日～11月26日(全11回) ・1月ターム：平成30年1月14日～3月25日(全10回)	観光文化交流局
24	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	4	日本語及び日本社会に関する学習支援の充実	「子ども日本語教室」の開催	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもの対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。	日本語を母語としない6歳から15歳までの子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の支援を行う。	・5月ターム：平成29年5月21日～7月23日(全10回) ・夏休み子ども日本語教室：平成29年7月26日～8月30日(全10回) ・9月ターム：平成29年9月17日～11月26日(全11回) ・1月ターム：平成30年1月14日～3月25日(全10回)	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
25	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	4	日本語及び日本社会に関する学習支援の充実	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営（再掲）	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっている教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。（施策⑩に掲載）	児童生徒の日本語習得度に合った教室を運営する。	初期日本語集中教室：教室数2 日本語通級指導教室：教室数16	教育委員会
26	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	5	日本語学習支援の仕組みの充実	市内日本語教室との協働	市内で活動するボランティア日本語教室の活動を振興するため、日本語教室と協働して広報等を行います。また、日本語教室を通じた外国人への情報提供を行います。	市内日本語教室にとって有益な情報を提供し、教室の広報協力を行うことで、日本語教室の活動を振興するとともに、教室へ通う外国人への情報提供を行う。	・メーリングリストによる市内日本語教室への情報提供 ・名古屋市内日本語教室連絡会議の開催（年1回） ・名古屋市内日本語教室マップ&リストの作成（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガール、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語）	観光文化交流局
27	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	5	日本語学習支援の仕組みの充実	「日本語教育相談センター」の運営（再掲）	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。（施策⑩に掲載）	児童生徒、保護者、学校からの相談に対応することで、学校生活への早期適応を図る。	・児童生徒、保護者、学校からの相談に対応 ・ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハンガールの翻訳依頼や通訳派遣に対応	教育委員会
28	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	5	日本語学習支援の仕組みの充実	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。（施策⑩に掲載）	多角的に子どもを支援するための知識や心構えを学ぶ研修を行い、外国につながる子どもの支援者の育成・養成を行う。	・入門編（全3回） 外国につながる子どもの教育支援を始めようと考えている人々を対象に、支援の概要や必要な知識、スキル等について学ぶ。 実施日：6月11日、6月25日、7月9日 実践編（3回） 教育関係者、ボランティア、通訳、相談員などの実践者を対象に、学習支援に必要な知識やノウハウを学ぶ。 実施日：10月28日、11月25日、12月23日	観光文化交流局
29	2	日本語及び日本社会に関する学習支援	5	日本語学習支援の仕組みの充実	日本語ボランティア活動の促進	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。	・ボランティアや関係者の情報交換とネットワーク構築を図るためシンポジウムを開催する。 ・日本語ボランティア活動を促進するため、講演や講習等の日本語ボランティア研修を実施する。	・東海日本語ネットワーク(TNN)との共催により、東海地域において日本語学習支援活動に携わるボランティアの連携と情報交換を図るシンポジウムを開催する。 実施日：12月2日 ・日本語学習支援、多文化共生の担い手を育成する研修をテーマごとに講師を招いて開催する。 実施時期：毎月第2土曜（8、11、12月を除く）全9回程度	観光文化交流局
30	3	居住	6	民間賃貸住宅への円滑な入居支援	民間賃貸住宅等の情報提供	外国人市民が円滑に住居を見つけ、入居できるように、栄地下街「住まいの窓口」において外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報提供を行います。	外国人市民が円滑に民間賃貸住宅へ入居することができるようにする。	外国人市民が円滑に住居を見つけ、入居できるように、栄地下街「住まいの窓口」において外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報提供を行う。	住宅都市局
31	3	居住	7	共同生活に関する情報提供	市営住宅管理事務所等での情報提供	外国人市民が市営住宅に居住する上での生活マナーや必要な情報の周知を図るため、「市営住宅使用のしおり」の外国語版（5言語）を配布します。	市営住宅に居住する上での生活マナーや必要な情報について、外国人市民の理解を深める。	「市営住宅使用のしおり」外国語版及びイラスト入り簡略版の配布	住宅都市局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
32	4	労働	8	就職・就業環境の改善	外国人留学生就職フェアの開催	留学生の円滑・適正な日本企業への就職を支援するために、愛知労働局、名古屋中公共職業安定所、名古屋外国人雇用サービスセンター等と連携し、留学生を対象とした合同就職説明会を開催します。	留学生の円滑・適正な日本企業への就職を支援する。	名古屋中公共職業安定所、名古屋外国人雇用サービスセンター、愛知新卒応援ハローワーク、愛知労働局と共催で、外国人留学生就職フェアを年2回開催予定。	観光文化交流局
33	4	労働	8	就職・就業環境の改善	留学生のための就職活動支援セミナー	日本での就職を希望する愛知県内の大学に在学する留学生を対象に、面接試験対策等の就職活動に役立つセミナーを開催します。	留学生が日本企業で働くための体質づくり、意識づくりができるようにする。	・ワークショップ形式で、日本企業で働く際に必要なチームワーク力、コミュニケーション力の向上の訓練を行う。 ・具体的な就職活動の進め方や課題について個別相談を実施する。	観光文化交流局
34	4	労働	8	就職・就業環境の改善	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及	外国人の雇用について、企業での取り組みを促進するため、愛知県と連携して企業向けのセミナーを開催するとともに、外国人を含めた多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を図る。	愛知県等と連携し、外国人の雇用に関する企業向けのセミナーを実施	市民経済局
35	5	教育	9	保護者に対する教育制度の情報提供	入学のご案内及び就学援助のお知らせの外国語版の作成	小学校入学年齢前年に送付する「入学のご案内」の外国語版（6言語）を作成し送付します。 在籍している児童生徒に対して就学援助についてのお知らせの外国語版（6言語）を作成し、配布します。	・外国人児童の保護者に対し、入学のご案内を送付して就学が可能であることを周知する。 ・外国人児童生徒に対し、就学援助のお知らせを配布して制度の周知をする。	平成30年度小学校新入学年齢の保護者に対し「入学のご案内」の送付を実施 言語：中国語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、ハンガール、スペイン語 在籍している児童生徒に対して就学援助についてのお知らせの外国語版を作成し、配布 就学援助の申請書に不備があった場合に、外国語の返戻文書を作成し、配布 言語：中国語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、ハンガール、スペイン語	教育委員会
36	5	教育	10	学習支援の充実	「日本語教育相談センター」の運営	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。	・児童生徒、保護者、学校からの相談に対応すること、学校生活への早期適応を図る。	・児童生徒、保護者、学校からの相談に対応 ・ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハンガールの翻訳依頼や通訳派遣に対応	教育委員会
37	5	教育	10	学習支援の充実	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっても教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。	児童生徒の日本語習得度に合った教室を運営する。	初期日本語集中教室：教室数2 日本語通級指導教室：教室数16	教育委員会
38	5	教育	10	学習支援の充実	日本語指導のための教員等の配置	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応を図るために、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校へ教員や非常勤講師を配置します。	日本語指導を必要とする児童生徒が多数在籍する学校へ、非常勤講師を派遣し、日本語指導及び学習の補充を行う。	派遣校の数：延べ62校	教育委員会

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
39	5	教育	10	学習支援の充実	母語学習協力員の配置	日本語指導が必要な児童生徒が特に多く在籍する小中学校へ、児童生徒の母語と日本語のバイリンガルである母語学習協力員を配置します。	日本語指導が必要な児童生徒の母語を使用して支援を行うことで、学校生活への早期適応を図るとともに、保護者と学校との連携を円滑にする。 （フィリピン語、中国語、ポルトガル語の3言語）	母語学習協力員：30名を配置 東区（中国語）、北区（フィリピン語・中国語）、中区（フィリピン語）、中川区（ポルトガル語）、港区（ポルトガル語、中国語）、南区（ポルトガル語・中国語）、緑区（ポルトガル語・中国語）、名東区（フィリピン語・中国語）	教育委員会
40	5	教育	10	学習支援の充実	「子ども日本語教室」の開催（再掲）	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。（施策④に掲載）	日本語を母語としない6歳から15歳までの子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の支援を行う。	・5月ターム：平成29年5月21日～7月23日(全10回) ・夏休み子ども日本語教室：平成29年7月26日～8月30日(全10回) ・9月ターム：平成29年9月17日～11月26日(全11回) ・1月ターム：平成30年1月14日～3月25日(全10回)	観光文化交流局
41	5	教育	10	学習支援の充実	日本語指導を必要とする児童生徒指導法講座	日本語指導を必要とする児童生徒の教育に必要な知識や技能の習得を目的として、小学校、中学校、高等学校の教諭・常勤講師を対象に、講座を開催します。	日本語指導を必要とする児童生徒の教育に必要な知識や技能の習得	日本語指導の専門講師による日本語習得指導法の講義及び演習 開催日 6月28日、8月24日、11月22日 参加者 80人程度	教育委員会
42	5	教育	10	学習支援の充実	外国人児童・生徒サポーターの育成	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。	多角的に子どもを支援するための知識や心構えを学ぶ研修を行い、外国につながる子どもの支援者の育成・養成を行う。	・入門編（全3回） 外国につながる子どもの教育支援を始めようと考えている人々を対象に、支援の概要や必要な知識、スキル等について学ぶ。 実施日：6月11日、6月25日、7月9日 ・実践編（3回） 教育関係者、ボランティア、通訳、相談員などの実践者を対象に、学習支援に必要な知識やノウハウを学ぶ。 実施日：10月28日、11月25日、12月23日	観光文化交流局
43	5	教育	11	不就学の子どもの対応	不就学児童状況把握	「入学のご案内」を送付したが、入学を申請しなかった保護者に対して、3月に再度入学の案内を行うとともに、就学の見込み等の意向を調査します。また、市立小中学校に就学していない児童生徒の現状把握に努め、就学の支援を検討します。	入学申請しなかった保護者に対し、再度入学案内を行うとともに、就学の見込み等の意向を調査し、現状把握に努める。	入学案内を送付した保護者のうち市立小学校へ入学をしなかった保護者に対して、再度入学案内を行うとともに就学の見込み等を調査	教育委員会
44	5	教育	11	不就学の子どもの対応	就学促進の取り組み	外国につながる子どもの就学を促進するため、関係者が集まり、協議する場をつくり、施策を検討します。	関係部署の協力体制を築き、新たな就学促進施策につなげ、外国につながる子どもの教育を受ける権利を保障する。	・名古屋外国につながる子どもの就学促進庁内会議の設置 ・不就学の実態把握について検討する。 ・他都市先進事例調査を実施	観光文化交流局 子ども青少年局 教育委員会

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
45	5	教育	12	進路指導	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	外国人の子どもと保護者を対象に、中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、学校等の関係団体の協力のもとに実施します。	外国人の子どもと保護者を対象に、日本の教育制度や高校入試など基本情報の提供、高校紹介、個別相談を通して、中学校卒業後の進路について考える機会を提供する。	外国人の子どもと保護者を対象に、中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、学校等の関係団体の協力のもとに実施する。 中学卒業後の進路とその準備についての説明、高校紹介、先輩による体験談、個別相談など。年1回、夏休みに実施。英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語の通訳付き。	観光文化交流局 教育委員会
46	6	保健・医療・福祉	13	保健・医療・福祉に関する情報提供の充実	多言語での健康情報等の作成	国民健康保険、エイズ予防、介護保険制度等、保健・医療・福祉に関するパンフレットを多言語で作成し、配布・周知します。また、多言語版の母子健康手帳を交付します。	・外国語版母子健康手帳の交付 外国人妊産婦へ母子健康手帳により妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報を提供する。 ・「結核の早期発見と公費負担制度による治療について」 外国人市民に結核やエイズ、予防接種に関する情報を多言語で提供し、事業に対する理解を深め、サービスを受けることを目的とする。 ・外国語版「国保のてびき」 外国人市民に社会保険制度の仕組みなど保険・医療・福祉に関する情報を多言語で提供し、外国人市民がサービスを受けることを目的とする。 ・外国語版介護保険制度パンフレット 27年度に作成したパンフレット（英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）を用い、外国人市民が介護保険制度について知ることができるようにする。	・外国語版母子健康手帳の交付 外国人妊産婦に対し、各区保健所において多言語版の母子健康手帳を交付する。（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語） ・「結核の早期発見と公費負担制度による治療について」 （ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、中国語、英語、ポルトガル語、フィリピン語）各区保健所にて配布 ・「STOP AIDS」 （英語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ハングル）各区保健所にて配布 ・「予防接種を受けましょう」 （英語、中国語）各区保健所にて配布 ・外国語版「国保のてびき」 国民健康保険加入者向けパンフレット（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語）を6月（ネパール語のみ11月）に作成し、各区役所、支所にて配布。 ・外国語版介護保険制度パンフレット 27年度に作成したパンフレット（英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）を各区役所、支所等にて配布。	健康福祉局 子ども青少年局
47	6	保健・医療・福祉	14	外国人患者への多言語対応	あいち医療通訳システムへの参加	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。	「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加し、市民と医療機関との言葉の壁を取り除く。	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加する	観光文化交流局
48	6	保健・医療・福祉	14	外国人患者への多言語対応	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。	日本語による意思疎通が困難な外国人患者に対し、適切な医療を提供する。	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行う。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得に向けた体制整備を行う。	病院局 名古屋市立大学

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
49	6	保健・医療・福祉	15	健康診断や健康相談の実施	外国人向け健康相談事業	外国人住民が安心して暮らせるように、心身の健康について相談できる相談会などを実施します。	外国人住民が安心して暮らせるように、心身の健康について多言語で相談できる機会を提供する。	外国人が健康について気軽に相談できる通訳付き無料健康相談会、病気の早期発見・予防、制度の周知など、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の通訳付き無料相談会（外国人「心」と「からだ」健康相談会）を実施。	観光文化交流局
50	6	保健・医療・福祉	15	健康診断や健康相談の実施	外国人結核健診	病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等を目的とした無料健康相談会において、結核健診を実施し、結核に関する知識の普及啓発及び結核患者の早期発見を行います。	結核患者の早期発見及び多言語による啓発	イベントや無料健康相談会において、結核健診を実施。	健康福祉局
51	6	保健・医療・福祉	15	健康診断や健康相談の実施	外国人結核患者等への通訳派遣	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。	円滑な患者支援の促進	服薬支援のため、保健師の家庭訪問時等に通訳ボランティアを派遣（必要時）。	健康福祉局
52	6	保健・医療・福祉	16	母子保健、子育て支援における対応	外国人家族向け子育て教室	外国人が日本でも安心して妊娠・出産・子育てができ、親同士や地域のつながりが持てるよう、教室を開催します。	外国人の保護者が日本での育児の基本やポイント等を学習し、育児不安を乗り越え、安心して育児ができるようにする。	年6回実施予定（5・7・9・11・1・3月） ・助産師による妊娠期の過ごし方（講話） ・管理栄養士による離乳食講話及び試食 ・交流会	中区
53	6	保健・医療・福祉	16	母子保健、子育て支援における対応	通訳者の子育て教室への配置及び新生児・乳児訪問への同行	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。	外国人の保護者が育児の基本や困りごとへの対処法を正しく理解し、安心して育児ができるようにする。	（1）育児教室における通訳者：14回×2人 （2）新生児乳児訪問指導時の通訳：20件	中区
54	6	保健・医療・福祉	16	母子保健、子育て支援における対応	保育所における通訳の配置	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。	保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にする。	市立九番保育園（港区）に通訳者1名（嘱託職員）を配置	子ども青少年局
55	6	保健・医療・福祉	17	高齢者及び障害者等支援における対応	高齢者及び障害者等の状況把握	外国人の高齢者・障害者・生活困窮者が、文化や言語の違いにより直面する課題について、名古屋国際センターを中心に、各相談機関等と連携をして、状況を把握します。	関係部署の協力体制を築き、新たな外国人高齢者等の施策につなげる。	外国人の高齢者・障害者・生活困窮者の状況把握の方法についての検討	観光文化交流局 健康福祉局 子ども青少年局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
56	6	保健・医療・福祉	18	DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。	女性及び児童への相談援助活動時に、必要に応じて通訳者又は翻訳者を派遣することにより、適切な支援が行えるようにする。	必要に応じて、委託団体と調整し、通訳者を派遣する。	子ども青少年局
57	6	保健・医療・福祉	19	孤立の防止	外国人ピアサポート事業	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、母国語で悩みを共有し、不安を軽減するとともに、仲間づくりにつながるサロンを開催します。	同じ問題や悩みを持つ人たちが集まり、その問題や悩みを母語で共有する場を提供ことにより、外国人が孤独や孤立を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐ。	「こころの相談」においてニーズの多い『子どもの発育や障害』に焦点を当て、参加者自身の子どもの発育に関する悩みや対処法などの体験談を語り合う。 年4回開催。	観光文化交流局

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
1	7	外国人市民の地域への参画促進	20	キーパーソン及びネットワークとの連携	多文化共生を進める団体交流会	市内を中心に活動する多文化共生推進団体や行政機関が互いに顔の見える関係を築き、災害等の非常時はもちろん、平常時から連携・協力していける関係づくりを目的として、意見交換を行う交流会を開催します。	市内を中心に活動する多文化共生推進団体や行政機関が互いに顔の見える関係を築き、災害等の非常時はもちろん、平常時から連携・協力していける関係づくりをする。	・「多文化共生を進める団体交流会」企画会議を実施（4月） ・企画会議に基づき交流会を実施（年6回）。平成29年度は各団体について理解を深めることを主な目的とし開催する。毎回1～3団体の紹介やワーキング形式で意見交換を行う。	観光文化交流局
2	7	外国人市民の地域への参画促進	21	外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入	外国人市民懇談会	外国人市民の現状及び課題・ニーズを把握し、名古屋市が実施する多文化共生施策に対する意見を聴取し、施策に反映させるために、外国人市民による懇談会を開催します。	外国人市民の現状及び課題・ニーズを把握し、名古屋市が実施する施策に対する意見を聴取し、施策に反映させる。	年3回実施予定。	観光文化交流局
3	7	外国人市民の地域への参画促進	22	外国人市民の地域への参画促進	多文化共生推進モデル事業	各区において地域のニーズを踏まえた多文化共生関連事業を、企画運営に外国人市民が参加して実施します。また、他の区においても事業を拡大していきます。	各局区室において地域のニーズを踏まえた多文化共生関連事業を実施し、効果的に多文化共生を推進する。	5事業を実施予定	観光文化交流局
4	7	外国人市民の地域への参画促進	22	外国人市民の地域への参画促進	外国人市民への町内会・自治会のしくみ啓発事業	町内会・自治会への加入を促進するため、町内会・自治会の仕組みや活動内容について紹介した「町内会・自治会加入促進チラシ」の外国語版（6言語）を作成し、区役所や名古屋国際センター等において配布します。	外国人住民の町内会・自治会への加入促進・啓発を行う。	英語版は平成27年度に作成したものを、その他の言語は必要に応じ印刷したものを配布する。	市民経済局
5	7	外国人市民の地域への参画促進	22	外国人市民の地域への参画促進	災害語学ボランティア制度の管理運営（再掲）	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。（施策⑳に掲載）	地震等の大規模な災害時に、日本語の理解が十分ではなく、必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援するため、区役所や避難所での通訳・翻訳、情報収集・提供等の活動を行うボランティアを養成する。	<募集> 募集説明会(年5回) <研修> ・災害語学ボランティア研修(年4回) - うち、ベーシックコース2回、ステップアップコース2回 ・災害時外国人支援ボランティア研修(年1回) ・なごや市民総ぐるみ防災訓練(年1回)	観光文化交流局
6	7	外国人市民の地域への参画促進	22	外国人市民の地域への参画促進	多文化共生推進月間（再掲）	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。（施策㉑に掲載）	市民への啓発を集中的に行い、多文化共生の理解を高める。	・多文化共生推進月間ポスターによるPRを実施 ・多文化共生推進月間講演会の実施 ・多文化共生推進月間関連事業のとりまとめ及び広報	観光文化交流局

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり

事業 番号	基本 NO	基本施策	施策 NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
7	7	外国人市民 の地域への 参画促進	22	外国人市民 の地域への 参画促進	多文化共生まちづくり事 業（再掲）	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。 （施策29に掲載）	イベントの企画・実施を通して、外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、行動するための機会をつくる。	①港区 日時：8月26日（土）午後4時～7時30分 場所：港区九番団地 ②中区 日時：10月15日（日）午前11時～午後3時 場所：名古屋市立栄小学校 ③緑区 日時：平成30年3月25日（日）午後1時30分～4時30分 場所：名古屋市立南陵小学校	観光文化交流局
8	7	外国人市民 の地域への 参画促進	22	外国人市民 の地域への 参画促進	外国人との共生と交流の まちづくり事業（再掲）	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。 （施策29に掲載）	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施し地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設ける。	栄東まちづくりの会に事業を委託し、バスケットボール大会を開催する。 合わせて、多文化推進関係団体の交流会を開催し情報交換をする。	中区
9	8	安心・安全 の地域づく り	23	災害への備 えと啓発	外国人防災啓発事業	外国人住民に対し、日本の災害についての情報や、災害時の身の守り方など、防災や災害についての基本的な知識を提供する啓発事業を実施します。また、名古屋市が毎年実施する防災訓練に、名古屋国際センターに登録している災害語学ボランティアと外国人市民が参加します。	地震や災害についての知識が十分でない外国人市民に災害が自分にとって身近なものであると認識してもらい、防災・減災および災害時の行動に関する情報提供を通して個々の意識の向上を図る。 外国人市民に対して、防災や災害に対する基本的な知識を習得してもらうため、より学びやすい環境を整える。	【名古屋国際センター】 ・防災サロン 1年に2回実施予定 ・なごや市民絡ぐるみ防災訓練 実施日：9月3日 ・地域の防災フェスタへの出展 1年に複数回実施予定 ・地域の日本語教室における防災出前講座 1年に2回程度実施の予定 【港防災センター】 ・外国人への防災講話の実施 ・外国人への防災教室の実施 ・外国人へのやさしい日本語での案内と掲示	防災危機管理局 観光文化交流局
10	8	安心・安全 の地域づく り	23	災害への備 えと啓発	災害時における指定緊急 避難場所等の周知	指定緊急避難場所及び指定避難所や災害時の避難の仕方等を分かりやすく説明した啓発用リーフレットについて、外国語に翻訳したものを作成し、市公式ウェブサイトで案内するなど、災害時における外国人市民等の適切な避難を図ります。	災害時における外国人市民等の適切な避難行動を普及啓発する。	市公式ウェブサイトに多言語に翻訳されたリーフレットを掲載。 （7月7日） 対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語	防災危機管理局
11	8	安心・安全 の地域づく り	23	災害への備え と啓発	外国人留学生向け防災教室	自国で災害経験の少ない外国人留学生を対象に、災害時の適切な行動や備蓄の重要性について学ぶ防災教室	自国で災害経験の少ない外国人留学生を対象に、災害時の適切な行動や備蓄の重要性について理解を促す。	開催日：平成29年11月1日（水） 場所：港防災センター	昭和区

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
12	8	安心・安全の地域づくり	24	災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働	地域及び各団体とのネットワークづくり	災害発生時に地域や災害ボランティア団体・外国人支援団体など各種団体と連携し、外国人への円滑な情報提供ができるようにネットワークづくりを行います。また、平常時においても、防災啓発事業や外国人の防災関連事業への参加促進について、協働して取り組みます。	災害発生時に備え、地域や災害ボランティア団体・外国人支援団体など各種団体との連携による防災ネットワークを強化する。	災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携の実施 ・東海北陸地域の地域国際化協会と定期的に情報共有・協議を行うとともに、災害時の活動についての研修・訓練等の開催に協力する。 ・防災啓発活動や研修・訓練の実施における災害ボランティア団体との協力を進める。	観光文化交流局
13	8	安心・安全の地域づくり	24	災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働	災害語学ボランティア制度の管理運営	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。	地震等の大規模な災害時に、日本語の理解が十分ではなく、必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援するため、区役所や避難所での通訳・翻訳、情報収集・提供等の活動を行うボランティアを養成する。	＜募集＞ 募集説明会(年5回) ＜研修＞ ・災害語学ボランティア研修(年4回) うち、ベーシックコース2回、ステップアップコース2回 ・災害時外国人支援ボランティア研修(年1回) ・なごや市民総ぐるみ防災訓練(年1回)	観光文化交流局
14	8	安心・安全の地域づくり	25	災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携	外国公館との連携	災害発生時に、外国人市民が一時避難や帰国の相談をしたり、避難や医療の支援、安否確認などの生活支援を受けたりすることができるように、外国人市民の信頼が高い外国公館へ災害情報を提供するとともに、外国公館からの問合せに対応します。	災害発生時に外国公館を通じて外国人へ円滑に情報を届ける。	災害発生時に外国公館へ災害情報を提供するとともに、外国公館からの問い合わせに対応する。	観光文化交流局
15	8	安心・安全の地域づくり	25	災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携	多様な手段による災害情報の提供	避難等に関する情報の定型文を用意するほか、「災害時多言語情報作成ツール」を活用するなどして、災害時に、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な手段によって多言語での災害情報を迅速に提供します。また、やさしい日本語による情報提供を行います。	災害発生時に外国人へ迅速に情報を届ける。	避難等に関する情報の定型文を用意し、災害時に市公式ウェブサイト(外国語版)等で多言語及びやさしい日本語での災害情報を提供する。	観光文化交流局
16	8	安心・安全の地域づくり	26	防犯と交通安全の推進	防犯・交通安全に関する情報提供	学校や地域などにおいて、防犯・交通安全意識を高めるための講習会を、通訳をとめない実施します。	犯罪及び交通事故の減少を目的として、外国人市民の防犯・交通安全意識の高揚を図る。	外国人市民に知ってもらいたい防犯情報や自転車の交通ルールをテーマとした講習会を通訳を伴い実施。	市民経済局 観光文化交流局

※「外国人留学生向け防災教室」(事業番号11)は、プランに掲載されていない多文化共生推進事業。

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
1	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	多文化共生推進月間	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。	多文化共生の理解を高めることができるよう、市民への啓発を集中的に行う。	・多文化共生推進月間ポスターによるPRを実施 ・多文化共生推進月間講演会の実施 ・多文化共生推進月間関連事業のとりまとめ及び広報	観光文化交流局
2	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	多文化共生社会の啓発事業	多文化共生社会の形成促進を目的に、広報なごや、名古屋国際センター広報誌「ニック・ニュース」、「子ども版ニック・ニュース」などによる広報及びその他啓発事業を実施します。	・市民向け広報紙・外国人向け情報誌・子ども向け国際理解冊子の発行を通して、市民の国際交流・国際協力・多文化共生への理解を促進する。 ・日本人と外国人が共に地域住民として豊かな生活文化を創造できる「多文化共生社会」の形成を促進する。	・名古屋国際センター日本語広報誌「ニック・ニュース」（隔月刊）の発行 10,000部 ・子ども版「ニック・ニュース」（年2回）の発行 各68,500部 ・名古屋国際センター外国語情報誌「ナゴヤカレンダー」（月刊）の発行 英語各6,000部・ポルトガル語各4,000部発行 ・地域の国際化セミナーの開催 年1回	観光文化交流局
3	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	図書館における情報提供	外国語による図書や文化を紹介した本等の外国に関連する資料の収集・配架を進めます。また、多文化共生コーナーを設置します。	外国語による図書や外国文化を紹介する資料の提供	・外国語による図書や外国文化を紹介する資料の収集・配架 ・外国語の図書等を活用したイベントの開催	教育委員会
4	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	人権セミナー等の実施	なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）において、市民を対象とした人権セミナー等を実施します。	市民を対象とした啓発を実施する。	・「デジタルコンテンツによる 啓発」及び「啓発パネル展示」 ・第2回人権セミナーを開催 演題：『異文化体験！メキシコの文化にふれてみよう！』 講師：チャムー・アリアス・コラルさん 開催日：8月4日 会場：なごや人権啓発センター研修室 ・夏の人権フェスタ ちょっと素敵な映画会を開催 映画：「バディントン」 開催日：8月20日 会場：鯉城ホール	市民経済局
5	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	多文化共生に関する講義の実施	市民や大学等からの要請に応じ、市職員が多文化共生をテーマに講義を行い、市民の多文化共生についての理解を深めます。	大学等への講義を通じて、学生など若い世代の多文化共生についての関心や理解を深める。	・大学等からの要請に基づき講義を実施	観光文化交流局

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
6	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	ハイトスピーチ解消に向けた取り組み	本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ハイトスピーチ）の解消に向け、国との役割分担を踏まえ関係諸機関と連携を図りながら、的確に相談に応じることも、教育や啓発の充実等に努めます。	国との役割分担を踏まえ関係諸機関と連携を図りながら、教育や啓発の充実等に努める。	・法務省作成のポスター掲出、リーフレット配架 ・なごや人権啓発センターでの法律の掲示、ウェブサイト掲載による法律の周知 ・関係4局による庁内連絡会での検討	市民経済局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会
7	9	地域社会に対する意識啓発	27	地域住民等に対する啓発	多文化交流の推進※	外国人市民と日本人市民が自国の歴史や文化を紹介したり、互いの風習を学ぶことなどを通じて、相互の交流を進め、文化の違いを理解しあうための事業を実施します。	・外国人の人権への理解を促す。	外国人による人権啓発事例発表と人権をテーマとした映画を鑑賞する。 日時：平成30年1月20日（土） 会場：緑区役所講堂	緑区
8	9	地域社会に対する意識啓発	28	多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携	名古屋国際センターの運営	名古屋国際センターを、外国人と日本人が共に集まり、行政機関や地域などと協働して多文化共生を推進する拠点とし、市民レベルの相互理解の促進や多文化共生の担い手となる人材の育成、意識啓発などの更なる充実を図っていきます。	社会情勢を踏まえ、当地域の特性を生かした国際化推進事業を行うことにより、相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、国籍・人種を問わず、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現を目指す。	名古屋国際センターにおいて、地域の国際化推進のための情報提供、相談事業、講座等を開催する。 なお、事業の実施に当たっては、名古屋市第2次多文化共生推進プランを踏まえて行う。	観光文化交流局
9	9	地域社会に対する意識啓発	28	多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携	名古屋市多文化共生推進協議会の設置	国や愛知県、名古屋国際センターをはじめとする関係機関、企業、NPO・ボランティア、地域などを構成員とした協議会をつくり、情報交換・連絡調整及び協議を行い、連携して多文化共生の推進に取り組みます。	関係部署の連携体制を築き、全庁的に多文化共生を推進する。	協議会の設置の検討	観光文化交流局

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
10	9	地域社会に対する意識啓発	28	多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携	港区多文化共生推進協議会の運営	港区の関係諸機関との情報交換及び連絡調整に関すること、共生を推進するための協議及び検討を行うこと、その他共生を達成するために必要なことを目的として活動します。	港区の関係諸機関との情報交換及び連絡調整に関すること、共生を推進するための協議及び検討を行うこと、その他共生を達成するために必要なことを目的として活動する。	・協議会の開催 2回 ・就学支援チラシ作成 外国人保護者に就学や学校生活についての相談窓口等を紹介するためのチラシを作成し、来年度入学する外国人児童へ配付する。 ・救急医療情報キット作成・配布 救命救急や災害が発生した場合において、日本語が不自由な外国人が必要な医療情報を正確に伝えるための救急医療情報キットを作成・配布 実施日：未定 ・国際交流講座 講座名：ふれ合って学ぶ多文化共生 実施期間：平成30年1月～平成30年2月（全5回） 内容：市民を対象として、外国の文化や習慣などを体験を通して学ぶ。 講座名：みんなで楽しく国際交流！～ブラジルのお菓子を作って、遊ぼう～ 実施日：平成30年2月10日(土) 内容：ブラジルを代表するお菓子を作り、ブラジルの言葉や文化にふれる遊びを通して、楽しく交流を深める。	港区
11	9	地域社会に対する意識啓発	29	多文化共生をテーマにした交流イベントの開催	多文化共生まちづくり事業	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。	イベントの企画・実施を通して、外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、行動するための機会をつくる。	①港区 日時：8月26日（土）午後4時～7時30分 場所：港区九番団地 ②中区 日時：10月15日（日）午前11時～午後3時 場所：名古屋市立栄小学校 ③緑区 日時：平成30年3月25日（日）午後1時30分～4時30分 場所：名古屋市立南陵小学校	観光文化交流局
12	9	地域社会に対する意識啓発	29	多文化共生をテーマにした交流イベントの開催	外国人との共生と交流のまちづくり事業	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施し地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設ける。	栄東まちづくりの会に事業を委託し、バスケットボール大会を開催する。合わせて、多文化推進関係団体の交流会を開催し情報交換をする。	中区
13	9	地域社会に対する意識啓発	29	多文化共生をテーマにした交流イベントの開催	留学生の区民まつりへの参加	区内の大学の留学生が地域住民との交流を図り、相互理解を深めるため、区民まつりにおいてブース出展を行います。	留学生が社会参画する場として、引き続きブース出展をし、地域住民との間に多文化共生社会に対する相互理解を深められるようにする。	10月29日開催の区民まつりにおいて、10:00～14:30に名古屋工業大学国際学生会の留学生がブース出展を行う。	昭和区

<第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート>

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
14	9	地域社会に対する意識啓発	29	多文化共生をテーマにした交流イベントの開催	外国人研究者・留学生と地域との交流	外国人研究者・留学生を講師として小学校などの地域に派遣するなど、地域との交流を通じて、多文化共生の推進と地域の国際化に寄与します。	外国人研究者・留学生と地域との交流による地域の国際化への寄与	外国人研究者・留学生を講師として小学校に派遣するなど、地域との交流を通じて、多文化共生の推進と地域の国際化に寄与する。	名古屋市立大学
15	9	地域社会に対する意識啓発	30	多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進	NIC（ニック）地球市民教室の活用	地域における多文化共生の重要な担い手である在住外国人を講師として登録し、学校や地域において日本語による母国の紹介等を行う「NIC地球市民教室」を通して、外国人講師と市民の国際交流とともに、多様な背景をもつ外国人市民についての理解を促進します。	在住外国人を講師として登録し、日本語による母国の紹介などを通して地域の国際理解・国際交流を促進する。また、市民の多様な背景を持つ外国人についての理解を促す。	①外国人講師の派遣コーディネート（年間200件） 小中学校を始めとする学校及び非営利団体の依頼に基づき、外国人講師を紹介する。 ②新規登録講師の募集・登録及び研修（年2回） ③登録講師のスキルアップ研修（年3回） ④公開モデル授業（年1回） 教員を対象に当事業の周知と具体的な活用法を知って頂くため、公開モデル授業を開催。 実施日：1月13日	観光文化交流局
16	10	多様性を活かした都市の活性化	31	留学生・外国人材の能力を活かす場づくり	国際留学生会館の運営	愛知県内の大学等に在学する留学生に宿舍施設を提供します。留学生を対象に日本文化を紹介する講座を開催し、留学生を講師とする市民を対象とした外国語講座を開催します。また、愛知県内の団体や市民からの要望により、地域の各種行事に参加することで、留学生と市民の交流を進めます。	留学生に安価で良質な宿泊施設を提供するとともに、入居留学生と市民との交流を通して、相互理解を促進する。	宿泊事業のほか、留学生を対象に日本文化を紹介する講座や就職支援事業、留学生を講師とする市民を対象とした外国語講座を開催する。また、地域の事業に参加し、留学生と市民の交流を促進する。	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
17	10	多様性を活かした都市の活性化	31	留学生・外国人材の能力を活かす場づくり	なごや留学生フレンドシップ事業	留学先としての名古屋の魅力をPRして留学生を誘致します。また、名古屋での留学生生活を充実させるためのイベントなどを開催し、留学生を支援します。	名古屋市に留学生を誘致するため、留学生交流イベントの実施やリーフレットの配布を行う。	・留学生を誘致するため、市内大学と連携を図るとともに、イベント等を通して本市に関する情報を提供し、市民との交流や学生どうしの交流を促進する。 ・イベントでは留学生向けの講話及び交流をおこない、ブース出展もおこなう。 ・PRリーフレットを大学に配布する。	観光文化交流局
18	10	多様性を活かした都市の活性化	31	留学生・外国人材の能力を活かす場づくり	市立大学における留学生の受入・支援	市立大学において各国からの留学生を受入れ、外国人留学生特別指導員（チューター）の配置や宿舍の提供等により支援を行います。	市立大学における留学生の受入推進及び生活支援	市立大学において各国からの留学生を受入れ、外国人留学生特別指導員（チューター）の配置や宿舍の提供等により支援を行う。	名古屋市立大学
19	10	多様性を活かした都市の活性化	32	多文化共生の担い手となる人材育成	グローバル人材の育成・支援	在住外国人も含めた若年層を対象に、セミナー等を通じて世界に広く視野を広げ多様性を尊重する「グローバル人材」を育成するとともに、その活動を支援します。	若者がグローバルに活躍することの意義やそのために必要な能力などを学び、「地球」や「地域」における課題に向き合い、解決に向け、広い視野で行動することに関心を高める。	・グローバル人材育成セミナー 「国際協力分野で働こう！～地球を視野に～」 日時：9月2日（土）13：00～16：30 内容：国際協力分野におけるさまざまな業界関係者をゲストに迎え、キャリアプランを描くヒントを学ぶ。	観光文化交流局
20	10	多様性を活かした都市の活性化	32	多文化共生の担い手となる人材育成	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。（施策⑩に掲載）	多角的に子どもを支援するための知識や心構えを学ぶ研修を行い、外国につながる子どもの支援者の育成・養成を行う。	・入門編（全3回） 外国につながる子どもの教育支援を始めようと考えている人々を対象に、支援の概要や必要な知識、スキル等について学ぶ。 実施日：6月11日、6月25日、7月9日 実践編（3回） 教育関係者、ボランティア、通訳、相談員などの実践者を対象に、学習支援に必要な知識やノウハウを学ぶ。 実施日：10月28日、11月25日、12月23日	観光文化交流局
21	10	多様性を活かした都市の活性化	32	多文化共生の担い手となる人材育成	日本語ボランティア活動の促進（再掲）	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。（施策⑤に掲載）	・ボランティアや関係者の情報交換とネットワーク構築を図るためシンポジウムを開催する。 ・日本語ボランティア活動を促進するため、講演や講習等の日本語ボランティア研修を実施する。	・東海日本語ネットワーク(TNN)との共催により、東海地域において日本語学習支援活動に携わるボランティアの連携と情報交換を図るシンポジウムを開催する。 実施日：12月2日 ・日本語学習支援、多文化共生の担い手を育成する研修をテーマごとに講師を招いて開催する。 実施時期：毎月第2土曜（8、11、12月を除く）全9回程度	観光文化交流局
22	10	多様性を活かした都市の活性化	33	多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信	都市魅力の向上・発信	名古屋の国際的な認知度・魅力度や都市イメージの向上を図り、ひいては交流人口の増加を図るとともに、多言語での情報発信の充実により、外国人市民を含めた市民の名古屋に対する誇りや愛着を醸成・高揚します。	名古屋の魅力を自発的に発信するサポーターを募るなど、魅力向上・発信に取り組む市民の増加を図る。	H29.9より「名古屋なんて、だいすき」アプリ＜英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・フランス語対応＞を活用して、外国人市民を含めた多くの市民からサポーターを募る。	観光文化交流局

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン進行管理シート＞

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

事業番号	基本NO	基本施策	施策NO	施策	事業名	事業概要	平成29年度の事業目的	平成29年度事業計画	所管局
23	10	多様性を活かした都市の活性化	33	多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信	外国人市民と協働した情報発信	外国人目線で名古屋の魅力を発掘し、在住外国人のネットワークを活用するなど海外に情報発信することで、名古屋の知名度向上、外国人の名古屋への誘客を図ります。 また、在住外国人の母国の文化、歴史、観光情報等を市民に伝える機会をつくり、相互理解を深めるとともに、海外渡航を促進することで、交流人口の拡大を図ります。	母国文化を市民に伝えることのできる在住外国人・団体との調整を図る。	外国人市民との窓口を所管している部署や航空会社等と協議し、来年度以降の実施に向けて調整を図る。	観光文化交流局

※「多文化交流の推進」（事業番号7）は、プランに掲載されていない多文化共生推進事業。